

別表(第3条関係)

施設区分 整備項目		1	2	3	4	5	6	7
		宿泊施設	興行施設	運動施設	遊興施設	公衆浴場	事務所	工業施設
1	移動円滑化経路等	○	○	○	○	○	○	○
2	出入口	○	○	○	○	○	○	○
3	廊下等	○	○	○			○	○
	授乳場所等	○						
4	階段	○	○	○			○	○
5	傾斜路	○	○	○	○	○	○	○
6	エレベーター及びその乗降ロビー	○	○	○	○ ※2	○ ※2	○	○
7	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機	○	○	○	○ ※2	○ ※2	○	○
8	便所	○	○	○	○ ※1	○ ※1	○	○
	ベビーチェア	○		○				
	ベビーベッド	○		○				
9	浴室又はシャワー室	○ ※2	○ ※2	○		○ ※2	○ ※2	○ ※2
10	宿泊施設の客室	○						
11	観覧席・客席	○	○	○		○ ※2		
12	敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○
13	駐車場	○	○	○			○	○
14	標識	○	○	○	○	○	○	○
15	案内設備	○	○	○	○	○	○	○
16	案内設備までの経路	○	○	○	○	○	○	○
17	公共的通路	○	○	○	○	○	○	○

備考

- 印は、協議の対象となる整備項目を示す。
- ※1の整備基準は、都規則別表第5の8の項に定める(1)及び(3)を適用する。
- ※2の整備項目は、床面積が500m²以上の建築物を対象とする。